優秀技能者表彰実施要領

１．表彰の目的

 技能者としての誇りと意欲を増進させ、技能後継者として一層の能力と資質の向上を促進するとともに、優れた技能者の育成確保と社会的地位の確立を図る。

２． 表彰対象

・満年齢４０歳未満である者。

・１０年以上の経験を有し、技能検定１級若しくは単一等級取得後５年以上の経験を有する者。

（技能検定対象職種以外においては、１５年以上の経験を有する者。）

・現に県内において当該職種に就業している者。

３．表彰者数

（１）原則として総数２５名以内とし、１職種につき１名とする。

　ただし、１つの職種について、女性又は下記（２）に定める障がいがある者をそれぞれ１名推薦する場合には、当該職種は３名までとする。

（２）障がいがある者

ここでいう「障がいがある者」とは、以下アからウまでのいずれかに該当する者である。

ア 身体障害者福祉法第15 条（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。

イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。

ウ 精神保健福祉法第45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む。）。

４．候補者の推薦方法

県内各市町村長、岐阜県職業能力開発協会会長及び商工関係団体、企業、産業団体の代表者の推薦によるものとし、候補者の就業市町村の取りまとめにより調書等を提出することとする。

５．表彰の時期及び方法

岐阜県職業能力開発促進大会において、表彰状を授与する。

６．欠格条項等

次の各号のいずれかに該当する者については原則として行わないものとする。

（１）刑に処せられた者（言い渡しを受けた刑が消滅している者及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和３７年法律第１４５号）に違反して罰金刑に処せられた者を除く。）

（２）現に起訴されている者

（３）その他表彰することが不適当と認められる者

７．推薦関係書類

①被表彰候補推薦者名簿 （様式第１）

②調　　書(１)、(２) （様式第２）

③履　　　歴　　　書 （様式第３）

④身　分　証　明　書

⑤資　　　　　 　料

⑥資格、表彰歴等証明書類　（該当する場合）

８．注意事項

（１）提出書類中の資料はＡ４判に揃え、技能又は功績の優秀さを具体的に証明するもの（説明書、用語集、写真等）とする。ただし、Ａ４判に揃え、５枚以内とする。（両面印刷可）

（２）職種名については、「厚生労働省職業能力開発局編　技能者表彰実施要領　別表」を参考に記載することとする。

附　　則

この要領は平成２８年度分に係る表彰から適用する。

　附　　則

この要領は平成２９年度分に係る表彰から適用する。

附　　則

この要領は令和６年度分に係る表彰から適用する。